

## 平成 2 0 年 第 2 回 南 伊 豆 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号 (5月2日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
議事日程説明.....	3
開議宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
報第 1 号の上程、説明.....	4
議第 6 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5
議第 6 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	18
議第 6 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	21
日程追加.....	24
議第 6 3 号及び議第 6 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	24
日程追加.....	27
発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	27
閉議及び閉会宣告.....	29
署名議員.....	31

## 平成20年第2回南伊豆町議会臨時会

### 議事日程(第1号)

平成20年5月2日(金)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 報第 1号 繰越明許費繰越計算書の報告について(平成19年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計)  
日程第 4 議第60号 南伊豆地区1市3町合併協議会の設置について  
日程第 5 議第61号 平成20年度南伊豆町一般会計補正予算(第1号)  
日程第 6 議第62号 平成20年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算(第1号)

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで議事日程に同じ

追加日程第1 議第63号 あらたに生じた土地の確認について

追加日程第2 議第64号 字の区域の変更について

追加日程第3 発議第4号 共立湊病院を公的病院として現在地で存続・充実を求める決議

### 出席議員(11名)

1番	竹河十九巳君	2番	谷正君
3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
5番	保坂好明君	6番	清水清一君
7番	梅本和熙君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	横嶋隆二君		

### 欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	小針弘君
教育長	渡邊浩君	総務課長	鈴木博志君
企画調整課長	外岡茂徳君	建設課長	奥村豊君
産業観光課長	山田昌平君	町民課長	大野寛君
健康福祉課長	藤原富雄君	教育委員会 教育事務局長	山本信三君
上下水道課長	小坂孝味君	会計管理者	大年清一君
総務係長	松本恒明君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本正久	主幹	栗田忠蔵
--------	------	----	------

開会 午前 9時30分

#### 開会宣告

議長（渡邊嘉郎君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、平成20年第2回南伊豆町議会臨時会を開会いたします。

#### 議事日程説明

議長（渡邊嘉郎君） 議事日程は、印刷配付したとおりでございます。

#### 開議宣告

議長（渡邊嘉郎君） これより、本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（渡邊嘉郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則に定めるところにより、議長が指名をいたします。

1 番議員 竹 河 十九巳 君

2 番議員 谷 正 君

#### 会期の決定

議長（渡邊嘉郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は5月2日の1日限りと決定をいたしました。

報第1号の上程、説明

議長（渡邊嘉郎君） これより議案審議に入ります。

報第1号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 本年第2回臨時会、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、報第1号 繰越明許費繰越計算書につきましてご説明申し上げます。

本案は、去る3月定例議会におきまして、平成19年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計補正予算中、第2表繰越明許費としてご承認をいただきました妻良漁業集落環境整備事業に係る繰越明許費につきまして、繰越計算書を調製させていただきましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をさせていただくものであります。

詳細につきましては建設課長より説明させますので、ご審議をよろしくお願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

建設課長（奥村 豊君） それでは、報第1号 繰越明許費繰越計算書について説明させていただきます。

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

平成19年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

1款漁業集落環境整備費、1項妻良漁業集落環境整備費、妻良漁業集落環境整備事業、こ

れは排水処理施設、土木建築の工事でございます。金額6,010万円、翌年度繰越額6,010万円、左の財源内訳、既収入特定財源1,800万円、未収入特定財源、国県支出金4,200万円、一般財源10万円、繰越明許費につきましては、同額で繰越計算書を調製させていただくものでございます。

次に、進捗状況であります。外部の塗装工事が完了し、現在95%の完成を見ており、内部の内装の一部、施設内排水の一部を残すのみとなっております。5月の工期内には完成の予定であります。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

以上で報第1号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを終了いたします。

#### 議第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第60号 南伊豆地区1市3町の合併協議会の設置についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第60号 南伊豆地区1市3町合併協議会の設置について提案理由を申し上げます。

南伊豆地区1市3町合併協議会の設置につきましては、本年2月27日の臨時議会において地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めたところ、下田市、河津町、そして当南伊豆町では可決されましたが、松崎町議会において否決という結果となり、同議案は無効となったところであります。

しかしながら、その後、松崎町の住民から市町村の合併の特例等に関する法律第4条第1項の規定に基づき、住民発議による合併協議会設置の請求がなされ、4月17日に同法第4条第2項の規定による松崎町長からの意見照会に対し、当町は同法第4条第3項の規定に基づき、議会に付議する旨の回答を行いました。

その結果、関係市町すべてが付議することとなりましたので、本日上程をさせていただくものであります。

なお、規約等の詳細につきましては企画調整課長より説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） それでは、南伊豆地区1市3町合併協議会規約についてご説明申し上げます。

恐れ入ります、規約のほうをお開きください。

この規約につきましては、前回、全員協議会の中で説明いたしましたが、一部変更となったところもございますので、簡潔に第1条から説明をさせていただきます。

まず、第1条でございます。第1条は、法定協議会の設置根拠を明示し、これに基づき下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の1市3町での合併協議会を設置する旨を定めたものであります。

第2条でございます。第2条は、協議会の名称を南伊豆地区1市3町合併協議会とするにとしたものであります。

第3条は、協議会の担任する事務について定めたものであります。

第4条は、協議会の事務を執行管理する事務所の位置について定めたものであります。

第5条は、協議会の組織について定めたものであります。

第6条でございます。第6条は、協議会の会長について定めたもので、会長は下田市長であります。

第7条は、副会長について定めたもので、会長の職務代理者は、会長があらかじめ指示する副会長が務めることとなっております。

第8条でございます。第8条は、協議会の委員となるべきものの範囲、身分について定めたもので、会長以外の委員は25名を予定しております。現在1号委員として町長3名、2号委員として議長4名、3号委員として議員4名、4号委員として学識経験者14名以内、これにつきましては、一般から12名、県職から2名ということになっております。会長を含めて全部で26名というようなことであります。ただし、住民発議による場合は、請求代表者を1名入れることができます。これは、合併新法第3条第4項の規定に基づいておりますが、本

協議会では学識経験者枠で調整する予定であります。したがって、人数等については26名、学識経験者の一般の中で調整するというようなことで話し合っております。

第9条でございます。第9条は、協議会の会議、招集方法について定めたものであります。

第10条は、会議の運営について定めたものであり、運営方法については、合併協議会会議運営規定を設けて執行していくこととなります。

第11条は、協議会の委員以外の者を会議に出席させることができる旨を定めたものであります。

第12条でございます。第12条は、協議会が所管する事項の一部について調査し、専門的に協議を行う必要があった場合、小委員会を適宜設置することができる旨を定めたもので、合併市町村基本計画策定小委員会、新市の名称選定小委員会等が想定されております。

第13条は、協議会に提案する事項の協議、調整を行うための組織として幹事会を置くことができる旨を定めたもので、幹事会の幹事には、副市町長、各市町の総務課長、合併担当課長等を想定しております。

第14条は、協議会の事務処理機関として、協議会に事務局を設置する旨を定めたもので、今後合併協議会、事務局規程を設けて執行する予定であります。

第15条は、協議会の事務執行に伴う経費の負担について定めたもので、負担金の負担割合は関係市町の長の協議により定めることとし、均等割り40%、人口割り60%を想定しております。この後は補正等で審議をお願いしたいと思っております。

第16条は、協議会の出納に関する監査を行う監査委員の設置について定めたもので、監査委員には、1市3町の代表監査委員をお願いする予定であります。

第17条は、協議会の予算、出納、現金の管理など財務に関して総括的に定めたもので、今後合併協議会財務規程を設けて執行していくこととなります。

第18条は、会長、副会長及び委員等の報酬の額及び費用弁償等を設けることができる旨を定めたもので、今後、報酬及び費用弁償に関する規定を設け執行していくこととなります。

第19条は、協議会を解散した場合の出納処理について定めたものであります。

第20条でございます。第20条は、本則補則として、本規約に定める以外の事項について、会長が別に定める旨を規定したものであります。

最後に附則であります。規約の施行日は1市3町の長が協議して定めた日からとするものであります。

以上で、議第60号 南伊豆地区1市3町の合併協議会の設置に伴う規約の概要説明を終わ

らせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

6番議員、清水清一君。

6番（清水清一君） 合併協もう一回また2月からのお話が今回あったわけなんですけれども、この松崎町長からの意見照会ということで、付議をするという形の照会だけの回答をしたという話なんですけれども、松崎町長からは、ただどんなような照会があったのかそれを説明してもらいたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） どのような照会かといいますと、いわゆるそのこの合併新法に基づいて、今回の1市3町の合併が、松崎がご承知のように否決されたということでございました。したがって、住民のほうからもう一回かけてくれというようなことで、それが2回目になりました。今回につきましては、合併新法に基づく住民発議という制度がありまして、それに基づいて各1市3町にそれぞれ松崎町のほうから付議があったと、かけてくれというようなことです。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

6番（清水清一君） 結局、松崎町の意見の話は一つも今聞かれなかったです。要するに松崎町長が南伊豆町議会あるいは町長に対して、こういう形で照会、付議をしたいんですけども、お願いしますという話があってもいいはずなんですけれども、ただ合併の話、住民発議があったから回答くださいという話はおかしいし、また松崎町長がこの回答に対して、逆を言えば、住民発議に対して、私は町長としてこれは推進したほうがいいから南伊豆町長さんお願いしますよとか、僕は反対だから松崎町長としては、付議しないでほしいという意見照会として、常識的には書いてあるはずなんですよ。そういう意見照会であるはずなんですけれども、お願いの言葉があろうし、お願いの文章も来てるだろうと思うのですけれども、その後一つもないのでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） 当然その松崎町長からのこちらに照会、あるいはお願いの文章は来ています。

以上です。

〔「内容は」という人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） 内容については、現在手元にございませぬ。それを出したほうがいいですか。文章を読み上げる。

議長（渡邊嘉郎君） じゃ、ちょっと暫時休憩。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時47分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） すみませぬ。ただいまの清水議員の松崎町からのいわゆるその協議会の設置請求についての通知、これについて読ませていただきます。

下田市、賀茂郡河津町及び南伊豆町を合併対象市町とする合併協議会設置請求について通知。

これは、松崎町長から、南伊豆町長あて、あるいは後続の河津町長、下田市長等々にあてたものであります。

市町村の合併の特例等に関する法律、平成16年法律第59号第4条第1項の規定に基づき、平成20年4月17日に賀茂郡松崎町岩地166番地、齋藤省一氏から下田市、賀茂郡河津町及び南伊豆町を合併対象市町とする合併協議会設置の請求がありました。

ついでには、市町村の合併の特例等に関する法律第4条第2項の規定により通知するとともに、当該請求に基づく合併協議会に係る地方自治法昭和22年法律第67号252条の2第1項の協議について、南伊豆町議会に付議するか否かの意見を求めます。

こういうことをございます。簡単に言うと、お願いとかそういうことではなくて、そういう省一さんから、そういう請求があったので、先ほど説明したように付議するか否かの意見を求めると、こういうことをございます。

それにつきまして、南伊豆町長が回答した文書をございます。

4月22日付で、下田市、賀茂郡河津町及び南伊豆町を合併対象市町とする合併協議会設置請求について回答。平成20年4月17日付、松崎企画勸第54の3号により意見を求められた下

田市、賀茂郡河津町及び南伊豆町を合併対象市町とする合併協議会設置の請求については、市町村の合併の特例に関する法律第4条第3項の規定に基づき、下記のとおり回答しますということで、合併協議会設置協議について議会に付議する、こういう回答でございます。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

6番（清水清一君） 企画調整課長大変でした。ご苦労さまです。

この松崎町長からの意見照会というのは、ただ事務的なものであって、町長の意見というものが一つも入っていないように、私は考えますが、町長としてはどのように考えますか。回答はさっき拝聴したんですけれども、松崎町長からの意見照会というものは文書的にはただ事務的な、ただあったというだけで、内容的にはない。町長の意見が一つも入っていない、今の照会ではなかったように思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

町長（鈴木史鶴哉君） ちょっと、清水議員の言われているのは、内容はちょっと理解できませんけれども、いわゆる法的に、法律に従って、松崎町長から発議を受けて、それぞれの市町へと首長に対して付議するかの照会があったわけですね。ですから、それについて松崎町長の考え方ということですか、町長の。それはただ法的にどうなんですかね、いわゆる発議を受けて、付議するかしないかの照会を文書でもって、それぞれの市町の首長に対して、文書でもって照会があったということですので、町長の考えというか、その辺のニュアンスはちょっと私にはここではわかりません。

議長（渡邊嘉郎君） ほかに質疑ありませんか。

漆田修君。

8番（漆田 修君） 実はさきの議会ですが、これは松崎町議会が否決する以前に、タイミング的には同時なんですけど、南伊豆町でも同様のその議会の議案が上程されて、それは賛成多数で南伊豆町議会は通過したんですけれどもね、合併特例法の手続に従いまして、付議という形に今回なったわけでありまして、実はそのときも私は町長に認識、ご自身の認識がいかがであるかということは、たぶん質問したと思うんです。改めてそのことをもう一度質問したいんですが、既に、鈴木町政が発足以来3年弱過ぎておりますけれども、そのときの今の鈴木町政の生い立ちそのものが、実は、町を二分するような大きな争点のもとに行われたという経緯があるんです。実は、対立候補の方が今町長であれば、こういうのは100%、もろ手を挙げて上程するということであるならば私はわかるんですが、鈴木史鶴哉氏そのもの

の生い立ちはそのようではないわけです。そういうことで、実は今回郡下の6市町村が合併に向けてここでスタートしたわけで、2つ抜けて最後残された4つで、改めて的合併協を設置するかどうかという議論の今時点に立っておりますが、そこで改めて、実は縦の行政、要するに都道府県ですね、それから横の市町でありますね、そういう縦横の自治体に対する南伊豆町の立場というのは、大義が通るわけです。と申しますのは、東伊豆町と同様な行政的な経緯を経ておりますので、ですから、鈴木史鶴哉氏自身が私はこう思う、私はこういう生い立ちで生まれたんだからこう思う、そういう初志を一貫して、本来するべきではあると私は思っております。今の時点で、ですから付議そのものに対して、例えば前回そうであったから、今回そうしたんだよというふうな、そういう答弁であってはちょっと困るんですよね。

その元の元は、あなた自身はどのような認識を今されているのかということ吐露していただきたいです、この場で。もし良ければ認識を皆さんの前で吐露していただきたい。それをまず一番に聞きたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまの漆田議員のご質問ですけれども、過去のいわゆる私が議員のときからの合併に対する取り組み等を今言われたわけです。

これにつきましては、さきに一般質問でも答弁をいたしました。そして地区懇談会の中でもそういう質問が多くありました。そこで、私も今までの私の考えであるとか、立場のことを答弁してお答えしてまいりました。そして今回のこの新法による合併につきましては、ご承知のとおり経緯を経て、今回のこの付議という形になったわけですけれども、そこでこの合併問題ですけれども、やはり相当旧法からという、もう年数がたってきておりまして、私もその間いろいろ立場は変わってまいりました。そしてそういう中で、やはり旧法の合併の経過を踏まえて、そして今私が町長として考えなければならない、対応しなければならない、こういったことを総合的に判断をした中で、今回この新法によるいわゆる1市3町の合併問題には、私は取り組んできておるわけでありまして。そしてそれは、ご承知のように1市3町の足並みがなかなかそろえるのは難しく、先ほど提案理由で申し上げましたように、松崎町が否決され、そして今回の住民発議に基づくところの付議ということになって、本町でも本議会へまたお願いすることになったわけでありまして。

そして私の合併に対する考え方というのは、これはもう何回となく全員協あるいは一般質問答弁、地区懇談会でも述べてまいりましたので、それは漆田議員もおわかりだと思います。ですから、今の私は町長として、この合併については、そういう考え方のもとに1市3町の

合併について取り組みたいということでもって今回、このいわゆる付議に対して、松崎町からの照会に対して付議する旨の回答をし、そして本臨時議会で上程をしたという経緯であります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） 最初と最後はよく理解できますけれども、これは実はお言葉の中にね、私もいろいろ変わってきましたと、結局、議員の時代と行政の責任を持つ首長の時代とでは、その認識そのものが変わるの当たり前なことなんです、そういう認識が変わることは。その変わってまいりましたという言葉の中に、実は自分の生い立ち以前に、例えば当然行政に対する責任を持たなきゃならない立場である、そして上位のレベルの行政機関ですね、これは県がそれに当たるんですが、そういうところとも具体的な、例えば、財源の問題も当然ありましょし、横のレベルの連携がありますね、郡下の市町の関係で、そういうところである程度、僕は拘束されながら自分の行政運営を今日まで強いられてきたという側面も私は否定はしないんですよ。であるにもかかわらず、例えば、町民の人が支援したものが議員ですね、当然議会構成はその住民の自治を決定する機関でありますから、そういう議会構成の議員であるというのは、そういうところの方々が目に見えないんですね。目に見えない。そして具体的に例えば、鈴木町政そのものが自立のまちづくりを推進するために何をやっているんだらうと全く見えない、何だこの鈴木町政は、という声が随所に入ってきます。そしてその一方において、例えば、財政がやりきれないから市町村合併のもとになる法定協を立ち上げするんだと、そして今回付議を守るんだというような動きに一連の流れとしてそれは連なっているわけですね。そうした場合に、自分の立場というものをもっと明確に、自分の考えをもっと明確に、さきの答弁しましたような最初と終わりだけがわかるような答弁ではなくて、その途中に、私はこういうことで意志が変わりました、そういうことを明確に言わなきゃ。そういう義務が実は、説明責任があなた自身にはあるわけですよ。ですから、そういうことをこういう公の場の議会で、改めて、その細かいところをちょっと述べていただきたいというのが私の今の質疑の目的だったんです。ですから、そういう意味で、もしできたら、その辺を私が言ったようなことでいいんですか、がんじがらめでそんなふうになってしまったんだという認識でよろしいんですか。

いかがでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

町長（鈴木史鶴哉君） 今言われた漆田議員の質問ですけれども、私のいわゆる意図するところがなかなか人によっては伝わらない、理解してもらえない面も、何でもそうですけれども、あると思います。しかし、私はやはりこの合併問題については、今まで随所で説明をし、答弁でもしてまいりましたとおりの考えでありますので、それについては、私は今まで皆さんには理解していただけてるなという思いで取り組んできました。

ですから、今回の合併がやはり何回も言いますけれども、財政的な面だけではなくて、いろんな面から考えて、今置かれている南伊豆町の立場、そして将来的なこと、今我々の時代だけではなくて、子や孫の次世代のことも考えながら、そういったことを考えながら、私は町長の責任としてやはりこの合併問題に取り組むべきではないかなという考え方で取り組んできておりますので、その点だけは理解していただきたいと思います。

漆田議員がなかなか言われるように、何をやっているんだという、思われる方もあるかもしれませんがけれども、それはそれとして、私は自分なりに取り組んできておるつもりでありますので、説明不足の点はそれはあるかもしれませんが、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） これ質疑最後にいたしますが、実は私も長年、長年といっても2年ですが、監査の職に当たりまして、我が町の財政分析ということについてはかなり熟知しているつもりであります。そういったその財務構成の将来にわたる、そういうことも含めてある程度理解しているつもりであります。一方において産業振興面では土地の寄附行為ひとつしましたね、そういった明るい材料も片方によってはあるわけであります。当然、鈴木町政自身が自立のまちづくりということで推進してきておりますので、非常に前向きにやりがいのある自立のまちづくりとしての材料は豊富に、他の市町に比べて豊富にあるわけでありませうね。ですからそういうことに対しての、例えば、その今回の付議に関連して、それとの関連で、自立の町は全く不可能であるから、法定協でそれをリンクしてそっちで議論向けていくんだというような考え方ですか。その辺をちょっと説明していただけますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今漆田議員が言われた、いわゆる自立のまちづくりはもう絶対難しいんだよということではなくて、これは5年になるのか10年になるのか、数年はできると思います。だけど、やは

り国のもろもろの政策やら県の状況、あるいは社会情勢等を見たときにやはり今、この新法による期限を念頭に置きながら、我が町としては合併に取り組むべきではないかなと、今言われたいろいろ明るい材料もあります。確かに私は就任して3年になりますけれども、ただひたすらもう行政改革に取り組んで、そしてなるべく削減、カットしながら行革を進め、そして予算編成の時点でも申し上げましたけれども、めり張りのある予算を編成をして、そして19年度にあっても財調を少しではありますけれども、残すことができた、ということの中で、やはりだからといって決してそれに甘んじることなく、将来を見据えながら私としてはこの合併問題は取り組むべきであるという信念のもとに取り組んでおります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） 南伊豆地区1市3町合併協議会の設置について今回の討論、3つの点で反対の討論を行います。

第1は、議会制民主主義と住民自治の問題です。今回の法定協設置の議案は、松崎町で2月27日と3月18日に法定協設置議案が上程されて、2度否決されたものを受けて、その後松崎町民の直接請求を受けたことに発しておりまして、町議会が2月27日にされた議決とは内容、重みが違います。2月27日、松崎町が否決した後、任意の署名で3,000数百の署名があげて、それを松崎町議会は3月18日に否決したわけであります。議会制民主主義で言えばですね、間接民主主義をとっている段階で、この時点で、2度否決した時点で、松崎町長は民意を受けて方針撤回するか、辞職の道を選ぶべきでありました。ところが、区長会と連携をして直接請求の行動を起こしました。いろいろ松崎町の話聞いてみますと、今回の背景になっている直接請求は、区長さんの多くが請求代表者の署名の代理人になって、町民が署名

を断りきれない、これは4年前に私がもらった直接請求の署名と同じような事態でありました。また、松崎町が2度否決した、町議会が2度否決した段階でも、河津の町長や団体役員、下田市長や団体役員が松崎町に赴いて、その反対の意思の撤回などを迫る、こういうことも詳細につかんでまいりました。

これは、議会制民主主義の結果を尊重しないばかりか、その該当地区の住民自治を著しく踏みにじる行為で、この行動には、鈴木町長は参加しなかったことは救いでありました。

いわゆる合併問題が起こったとして、十分な説明もないままにその議会だけで議決を上げるというものも、いかなるものでありますけれども、その当該の議会が議決をしたことに対して、他の合併問題を構成する自治体の首長や団体が押しかけて、あるいはそれに県議会の関係者も関与するという事態が、ゆゆしき議会制民主主義と住民自治を踏みにじるもの以外何ものでもありません。しかも合併協議会、法定協議会というのは全く名ばかりで、時間がなくても何でも、議決さえ上げさえすれば合併を進められると、その議会の議決の直前に強制力を使って、議会をそういう方向へ追い込んでいく、こういうことが如実に見えるのが今回の法定協議会の設置の動きであります。とんでもないことであり、絶対に許すことができません。

2つ目は、政府の方向と、自治体の財政状況であります。これまでも、前執行部が、南伊豆町と下田市の合併協を立ち上げる際に、南伊豆町が破綻するという嘘の財政データを使って、これを公表してきたことは繰り返し議会でも明らかにしてまいりましたが、一昨年暮れから、全国では夕張市の破綻を例に、また自治体を追い込む事例がふえてきました。その財政指標の一つとなっているのは、全国市町村の実質公債費比率であります。

平成18年度の決算については、4月に総務省のホームページにこれがアップされましたが、それまでは17年度の決算データを使っていましたが、それから、それで見ると、松崎町の実質公債費比率は全国で139番目であります。南伊豆町は賀茂郡下で2番目で375番目、実質公債費率松崎町は8.7で南伊豆町は12.1です。これは、夕張問題で出した国の指標の一つです。ちなみに合併の中心になるといっている下田市は、依然1,559番目であります。この数字がすべてではないにしても、これまで1市1町の合併の問題でも、町がやっていけなくなる、今の議論を聞いていても将来的にはということはありませんでしたが、国が三位一体の改革をそのまま推し進めていけば、大変な事態になりましたが、今そうした地方を著しく切り捨てる方向に対して、国民の反発が起きている、これ昨年の参議院選挙ですけれども、三位一体の改革に歯どめがかけられました。もし将来この政府のやり方が続いて、やっていけないと

ったら、まずは松崎町を含めて、松崎町の財政がやっていけないということを松崎町長が言っているらしいですけれども、松崎町がやっていけなかったら、松崎町以下の140番目以下の自治体は、全国で1,827の自治体がありますけれども、当然やっていけないわけです。その市民、国民は、頓挫する、そういうことになるのかといえば、とんでもないことであります。財政データからいってもそうですし、今まで政府がやってきた中には、つい最近の石油、ガソリンの料金の関わる暫定税率の問題や、道路特定財源の問題、4月から始まった後期高齢者を含めた医療制度の問題、医師不足の問題や、食料自給率の問題を含めて、政府がやってきていることは、すべて破綻の方向、日本を滅亡の方向に導く政策でしかありません。三位一体改革で地方を切り捨てているこの流れも、その一端であります。ガソリンの問題でこれを復活させたことで、地方でも生きられないこういう声が、もう沸点を乗り越えている。ここを見なければいけないし、こういう政治を続けさせたら、日本国民はどこでも生きていけないことになります。そうした状況からいって、合併の問題を進めていくことは、全くの愚挙であるということでもあります。

3つ目は、下田市の姿勢です。今朝のローカル紙に、下田市の市長の見解がでていましたけれども、共立湊病院の見通しがついたという報道がありました。病院組合議会は特別委員会を設置して、医療の実態について調査検討を進め始めました。検討委員会は地域医療振興会そのものが病院のあるべき医療の姿について、5年間一度も提案もできない、プレゼンテーションができない中で、移転を主張するという議論ばかりで、実質的には頓挫している状況で、見直しなどついておりません。あるとすれば、水面下で下田市の移転の方向をگری押しするという、そういう方向をどこかで持っているとしたらいいかもしれませんが、こういう点が、南伊豆町の町民、半島先端に生活する住民の生活を守るべき町議会として、議員として、断じて許されない。合併もするし、病院も持っていくことを大前提に動いているこの下田市の姿勢についても、厳しく批判されなければなりませんし、そうした点からも、1市3町合併協議会の場を設置するこういう行為自体が時間の無駄であるし、財源の無駄であるし、そうした方向ではなくて、町民、国民の生活を守って、自立して地方が真に活性化する方向に全力を挙げて邁進すべきことを、意見を述べまして、町民の生活に責任を負う、負託を受けた町議会議員の諸氏皆さんが、私の意見に耳を傾けて、決断を下されるように心から呼びかけまして、私の反対討論を終わります。

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

ほかに討論はありませんか。

清水清一君。

6番（清水清一君） それでは反対について討論をさせていただきます。

この今回の付議についての関連ですけれども、住民発議があったという形で、南伊豆町のほうではどうするかという、これから書くわけですけれども、町長としての意見ですね、2月議会あるいは3月議会であったわけなんですけれども、まちづくりの視点を私どもは議会で審議して来ました。

今回の付議の関係があって、5月議会がある訳ですけれども、この後説明が、町長は昔、昨年10月、11月、12月を回ったときには、1市6町でなければならないということでした。それで1月、2月の段階では、今回の1市3町でなければだめだという形で変わって来た。

私どもは町づくりをやってくださいと言ってきましたから、今日その中である程度3月議会で私も一般質問しましたけれども、その回答が少しも出てこない。回答、私も3月議会で一応質問しようと思いますけれども、時間がないから、あまりやってもしかたないと思い、やりませんでした。

地方交付税の10年間の1市3町見積もって見た場合の金額を教えてくださいたいと、私は3月定例会で言うております。そういう金額を出していただければ、やっぱりデータの的にもちゃんと協力して、まちづくりをちゃんとやっているんだということが示されるんですけども、そういう2月議会あるいは3月議会でやったものが何にも出ていないし、今日の資料だってこの条例だけで、まちづくりのものが一つもない。町長としての意見が一つもない。これは新しい町づくりも、これやっていけないと思いますので、これは議会としても反対するべきだと思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者はありませんか。

漆田修君。

8番（漆田 修君） 先ほど質疑でも私申し上げましたけれども、本当に3年半前ですが、全く同様の、これは1対1の下田市との法定協の立ち上げの問題でありましたが、全く同じようなことが3年半前にも行われております。

今回私は、先ほど質疑で申し上げましたとおり、首長がその付議を受けて議会に上程をしてきたことそのもの自体を、実は問うておまして、本来であれば鈴木町政を支えた議員がまちづくりの方向に一直線にいて、それを傍らで支援しながら、住民の力を合わせてそういうまちづくりをつくり上げるというのが、本来鈴木町政の政治的な使命であったわけであ

ります。たまたま先ほどの質疑の中でも答弁がございましたが、そういう意識の変遷があったと、その変遷の個別の案件は何であったということは、答弁では得られなかったわけであり。そのような背景で、今回の付議に改めてまた及んだということ自体そのものを私は改めてこの場で反対をしたいと思います。

本来であれば、鈴木町政はそういう方向へ行くべきであります。全く私の認識とは違う方向へ今行ってしまったということで、非常に私は残念なんです、本当に残念なんです。あなたがそういう決断を下したということが。一直線にまちづくりを推進するという方向で私たちは本来いくべきなんです。そして職員も巻き込んで、どんどん前へ行って、財政のスリム化を図ると同時に、個別の小さな産業振興起こして、それが住民自治の立場で、それを個別に繁栄させていくという、それが本来あなたの政治的な使命ではないのですか。私はまことに残念。そういう意味で反対いたします。

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者ありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第60号 南伊豆地区1市3町合併協議会の設置については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 賛成多数です。

よって、議第60号議案は原案のとおり可決されました。

#### 議第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第61号 平成20年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第61号 平成20年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）の提案

理由を申し上げます。

本案は、平成20年度南伊豆町一般会計補正予算であります。

歳入歳出予算の総額に363万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億3,963万6,000円とするものであります。

補正の主なものは、前号議案でご承認をいただきました南伊豆地区1市3町合併協議会負担金640万円を追加し、会議等出席者負担金82万7,000円の減額、予備費は合併協議会設置による更正557万3,000円の減額と平成19年度老人保健特別会計精算による363万6,000円を追加し、予備費合計193万7,000円の減額をしたいものであります。

歳入では、老人保健特別会計からの繰入金363万6,000円であります。

詳細は総務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） それでは、9ページをお開きください。

議第61号の内容説明をさせていただきます。

歳出から申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、企画調整事務でございます。557万3,000円を補正し、752万5,000円とするものでございます。19節の負担金補助及び交付金でございます。南伊豆地区1市3町合併協議会負担金640万円の増といたします。会議等出席者負担金を82万7,000円減額をいたします。

次のページをお開きください。

10ページでございます。

12款1項1目予備費でございます。193万7,000円を減額し、1,106万3,000円としたいものでございます。合計これ193万7,000円の減額でございますけれども、合併協、先ほど町長提案理由で申し上げましたけれども、合併協の負担金分として557万3,000円のここでは減額をしております。それで、前ページの会議等出席者負担金82万7,000円と合わせて減額が640万円でございます。それともう一つ、平成19年度の老人保健特別会計の歳入欠陥となりました。繰り上げ充用の形で新たに予備費363万6,000円の追加をするものでございます。

次に、7ページをお開きください。

歳入でございます。19款繰入金、1項特別会計繰入金、老人保健特別会計の繰入金でございます。363万6,000円を補正し、364万円としたいものでございます。老人保健特別会計が

らの繰入金でございます。

次に、6ページをお開きください。

補正前の額です。歳出合計ですけれども、補正前の額41億3,600万円、補正額363万6,000円、合計41億3,963万6,000円、補正額の財源内訳は一般財源で363万6,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどどうぞよろしく願います。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

6番（清水清一君） 合併問題で聞きたいと思うんですけれども、今日の新聞によりますと下田市長は懇談会を行って共立湊病院の話をしていると、懇談会をやっているという話を聞きました。町長は合併問題を絡めてこの共立湊の話が出て来ると思うんですけれども、この下田市長は今回住民説明会に副管理者として説明していると思うんですけれども、その内容については、管理者として聞いておられるのか。内容について。あるいはどんな話をしているのか、聞いておられるのか、わかっていることをお聞かせください。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

町長（鈴木史鶴哉君） これは下田市の市長の考えで行っている説明会ですから、私がここでどうこう言えません。ただ病院についての説明会で、内容の話もということも確かに新聞に載っておりますけれども、それについて私が管理者として、市長がどういう話をされているのか、詳しいことは把握しておりませんし、私がここでどうこう言えるわけではないと思います。今のところ。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑がないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） 主なものは、法定協設置のための費用640万円。老人会計の繰り入れ金をということですが、支出のほうで法定協の設置は認められない。こういうこと

をしているのにまちづくり、住民の生活と高齢者の問題なんかでもゆれております。こうした事を救済しながら町民の生活を守るために邁進すべきであるということで、認められませんので、反対の意思を表明します。

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第61号 平成20年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 賛成多数です。

よって、議第61号議案は原案のとおり可決されました。

#### 議第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第62号 平成20年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第62号の提案理由を申し上げます。

ご承知のように、老人保健特別会計は、社会保険診療報酬支払基金、国、県、町がそれぞれの法定負担率により医療費を負担し、運営をしておるところであります。しかしながら、老人保健医療費の各団体の負担金は推計に基づき算定を行っているため、実績額を算定基礎とした法定負担額が年度内に交付されていないのが現実であります。平成19年度については、医療費が社会保険診療報酬支払基金、国、県の推計額より増加したため、それぞれの負担金が過少交付となり、その結果、2,182万6,000円の歳入不足となりました。その対応として、

平成20年度老人保健特別会計補正予算（第1号）を編成し、新たに繰上充用金を設定して、平成19年度歳入欠陥分を補い、支出をさせていただくものであります。

また、平成19年度の医療費負担の精算に係る所要の補正も同時に行い、歳入歳出それぞれ2,576万2,000円を追加し、歳入歳出総額1億5,104万6,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） それでは、議第62号の内容説明を申し上げます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。2款諸支出金、1項償還金、1目の償還金でございます。30万円を補正増し、30万1,000円とするものでございます。23節の償還金利子及び割引料でございます。これにつきましては、支払基金からの審査支払手数料の過大交付に伴う返還でございます。返還金でございます。

次に、2款諸支出金、2項繰出金、1目の一般会計繰出金でございます。363万6,000円補正増し、364万円とするものでございます。28節の繰出金でございます。一般会計繰出金363万6,000円でございます。

次のページでございます。

3款1項繰上充用金、1目の繰上充用金でございます。2,182万6,000円補正増し、2,182万6,000円とするものでございます。これにつきましては、22節の補償補填及び賠償金でございます。先ほどの町長の提案理由にもありました歳入総額に対しての歳出総額が上回ったための繰上充用金として2,182万6,000円を補正増させていただくものでございます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。1款1項支払基金交付金、1目の医療費交付金でございます。746万3,000円を補正増させていただき、7,088万5,000円とするものでございます。これにつきましては、過年度分医療費交付金で746万3,000円とするものでございます。

次のページでございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目の国庫負担金でございます。1,533万9,000円を補正増し、5,622万円とするものでございます。これにつきましても、過年度分医療費国庫負

担金でありまして、19年度の国庫負担金が確定し、既に交付されている金額との差額でございます。1,533万9,000円を補正増するものでございます。

次の3款県支出金、1項県負担金、1目県負担金でございます。296万円補正増し、1,318万1,000円とするものでございます。これにつきましても、県の交付金が確定し、既交付金との差額を補正するものでございまして、過年度分医療費県負担金296万円でございます。

6ページをお開きください。

歳出合計でございます。補正前の額1億2,528万4,000円、補正額2,576万2,000円、計1億5,104万6,000円、補正額の財源内訳でございますが、一般財源で2,576万2,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第62号 平成20年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第62号議案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前11時02分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

#### 日程追加

議長（渡邊嘉郎君） 町長から議第63号 あらたに生じた土地の確認について及び議第64号字の区域の変更についてが提出されました。

お諮りします。

議第63号及び議第64号は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第7及び追加日程第8として審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第63号及び第64号は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第7及び追加日程第8として審議することに決定をいたしました。

#### 議第63号及び議第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 追加日程第7、議第63号 あらたに生じた土地の確認について及び追加日程第8、議第64号字の区域の変更についてを一括議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第63号、議第64号の提案理由を申し上げます。

本案は、妻良漁港の公有水面埋立に伴い、新たに生じた土地について、地方自治法第9条の5第1項の規定による議会の確認議決及び字の区域の変更について、地方自治法260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。不動産登記上、町または字ごとに地番がつけられるので、地番をつける前提として、確認した土地は、いずれかの字の区域に編入される必要があります。したがって、新たに生じた土地の確認の議案の次に、字の区域の変更の議案を同時に提案することが適当であるため、一括提案とさせていただきます。

詳細につきましては建設課長より説明をさせますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

建設課長（奥村 豊君） それでは、内容説明をさせていただきます。

お手元の資料をごらんください。

本案は、南伊豆町妻良字風早571番1地先から572番地先までの公有水面に静岡県の漁港施設用地6155.62平方メートル及び本町の妻良漁業集落環境整備事業の施設用地2075.23平方メートル、合計8230.85平方メートルを造成するため、平成16年4月に静岡県と連名で公有水面埋立免許を取得し、本年3月31日の竣工検査を受け、4月11日に静岡県公報で告示されました。新たに生じた土地の不動産登記を行うには、議会の確認議決、字の区域の変更議決を経て、県知事に届け出を行い、知事の告示をもって効力が発生します。予定としますと5月中には不動産登記ができる見込みであります。資料の赤の部分が新たに生じる土地であります。なお、これによって、町域の総面積は110.58平方キロメートルから110.59平方キロメートルとなります。

以上で内容説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

保坂好明君。

5番（保坂好明君） この所有者は南伊豆町でよろしいんですか。

議長（渡邊嘉郎君） 建設課長。

建設課長（奥村 豊君） 今説明したとおり、県と町の分、それぞれ分かれた登記になります。

5番（保坂好明君） その、あれは……

建設課長（奥村 豊君） 妻良漁業集落環境整備事業の施設用地分2075.23平方メートルが南伊豆町の所有です。

議長（渡邊嘉郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

追加日程第7、議第63号 あらたに生じた土地の確認については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第63号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

追加日程第8、議第64号 字の区域の変更については原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第64号議案は原案のとおり可決されました。

#### 日程追加

議長（渡邊嘉郎君） 議員、漆田修君から共立湊病院を公的病院として現在地で存続・充実を求める決議が提出されました。

お諮りします。

共立湊病院を公的病院として現在地で存続・充実を求める決議の件は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第9として審議することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、共立湊病院を公的病院として現在地で存続・充実を求める決議は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第9として審議することに決定いたしました。

#### 発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 追加日程第9、発議第4号 共立湊病院を公的病院として現在地で存続・充実を求める決議についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。

漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 朗読をもって説明にかえさせていただきます。

共立湊病院を公的病院として現在地で存続・充実を求める決議。

共立湊病院は、旧国立湊病院（戦前は海軍病院）当時から、賀茂郡下唯一の公的医療機関として、伊豆半島先端の医療過疎地域の基幹施設としてその役割を果たし、地域住民に親しまれてきた。

国立病院等再編成計画のもと、平成9年10月より賀茂郡下7市町村（当時）が国から移譲

をうけ、社団法人「地域医療振興協会」に運営を委託する指定管理方式で運営が行われている。

伊豆半島先端の過疎地域に位置する唯一の公的医療機関としての役割は、以前に増して一層大きく重くなっている。

高齢化率が高い地域の特性から求められている循環器系診療科・悪性新生物（ガン）対応・脳疾患・心疾患対応や子育て世帯を支える小児科・周産期医療体制の充実が圏域住民の悲願である。

救急医療は、ドクターヘリが導入されたが、第3次救急医療施設まで夜間や天候によっては救急車が頼りである。郡下市町からは全て天城山系の峠越えが不可欠で、所要時間は半島先端の南伊豆町では2時間を要し、伊豆医療圏域と共立湊病院の救急医療の充実は大きな課題である。

このような中、共立湊病院の建替計画の議論で下田市内等への移転の動きや民営化の検討が出ていることは、伊豆半島先端の南伊豆町に生活する住民にとって極めてゆゆしき事態である。

本年2月6日、地域医療振興協会は、病院組合構成市町首長会議の場で撤退を表明したが、この事は地域住民に大きな不安を与えた。

その後地域医療振興協会は共立湊病院組合との間で3年間の医療受託契約を締結したが、共立湊病院の建替計画に求められている課題は、第一に、伊豆医療圏域が、起伏の多い伊豆半島先端地域であるという地理的特性を重視した観点。第二に、高齢者が多い医療圏域で、公的役割を持つ中核病院として検討されること。第三に、数年前から欠けている東賀地域の第二次救急体制を確立することは急務でドクターヘリ運行で欠ける部分を補う2.5次救急体制の充実を図ること。第四に、共立湊病院の移転は、約万人を抱える南伊豆町・地域住民にとってベッド（病床）を抱える医療施設が無くなることである。

現在、西伊豆地域、下田市には一定のベッド数を確保した医療施設があるが、南賀地域では唯一、旧国立湊病院・共立湊病院が半世紀以上にわたってその役割を果たしてきているのであり、移転は、新たな医療過疎を作り出すことになり、断じて許さない。第五に、伊豆半島先端地域に医療機関が少ない中で公的役割を持った病院の存在は、住民に責任を持った医療を確保する上で極めて重要である。伊豆半島先端に生活する全ての南伊豆町民の生活に責任を負う南伊豆町議会は、共立湊病院を、現在地で公的病院として一層充実・発展させる計画実現のため全力で奮闘するものである。

共立湊病院の移転計画は、絶対に許せないことであり断固反対する。

以上決議する。

これが内容でございます。どうかよろしく願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

追加日程第9、発議第4号 共立湊病院を公的病院として現在地で存続・充実を求める決議については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 賛成多数です。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

#### 閉議及び閉会宣告

議長（渡邊嘉郎君） 本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

第2回臨時会の議事件目が終了しました。

よって、平成20年第2回南伊豆町議会臨時会はこれをもって閉会をいたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 11 時 16 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 渡 邊 嘉 郎

署 名 議 員 竹 河 十 九 巳

署 名 議 員 谷 正